

随意契約状況の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、随意契約の状況を県民に公表することで、県が行う公共調達競争性及び透明性を確保し、公費支出の抑制に繋げ、随意契約の適正化を図ることを目的とする。

(公表対象)

第2条 地方自治法第234条第1項の規定に基づく県の支出の原因となる物品役務等の随意契約。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは本要綱に基づく公表の対象外とする。

- (1) 予定価格の額が埼玉県財務規則第102条の2各号に定める額を超えないもの
- (2) 他の制度やシステムにより公表されるもの
- (3) 埼玉県情報公開条例第10条各号に規定する不開示情報に該当する情報が含まれるもの
- (4) 埼玉県財務規則第80条の規定により契約書の作成を省略したもの

(公表内容)

第3条 公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 契約締結課所
- (2) 契約件名
- (3) 契約の相手方
- (4) 契約期間の始期
- (5) 契約期間の終期
- (6) 契約金額
- (7) 随意契約の理由（根拠条項）
- (8) その他必要な事項

(公表方法)

第4条 公表は、埼玉県オープンデータポータルサイトに掲載することにより行うものとする。

(公表時期)

第5条 公表は、四半期毎に取りまとめ、当該期間経過後2月以内に公表するものとする。

(公表期間)

第6条 公表期間は、公表した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、出納総務課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月14日から施行し、令和4年度予算の執行に係る契約から適用する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに締結した契約については、令和4年12月28日までに公表するものとする。
- 3 この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年度第一四半期分から適用する。